

5. 避難所運営のための事前準備

松阪市避難所運営マニュアル基本モデルでは、地域による自主運営を原則としており、避難者が主体的に運営に参画することを基本的な考え方として示しています。

この章は、地区による自主運営を目指すために、地区で事前に検討しておくべき事項を記載しています。

災害時には非常に混乱することが想定されますので、あらかじめ、避難所ごとに住民協議会、自治会、施設管理者など関係者で打ち合わせを行い、管理運営に必要な事項を決めておきましょう。

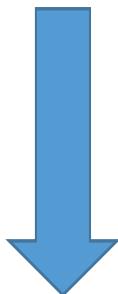
5 - 1 避難所運営のための事前準備

避難所の円滑な開設、運営のために、日頃から地区で次の事項について話し合い、事前の準備をしておきましょう。

話し合いのときは、住民協議会や自治会、施設管理者、市など関係者が一緒になって協議を進め、地区の避難所でのルールや施設の利用方法等について協議するとともに、掲示物や受付の名簿様式などは備蓄品と一緒に保管しておくなど、災害時に速やかに活用できるようにしておきましょう。また、定期的に保管してある備蓄品の点検や、避難所開設・運営の訓練を行うようにし、いざという時に素早く対応できるようにしておきましょう。

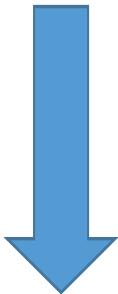
(1) 事前準備の手順

①避難所運営事前準備委員会の設立



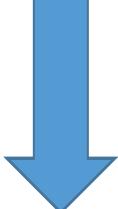
- 住民協議会や自治会、施設管理者、市など関係者を中心に「避難所運営事前準備委員会」を立ち上げます。
- 女性や障がい者、介護経験者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、看護師など多様な方に委員に加わってもらうことが有効です。
- 委員長、副委員長を決める場合には特定の自治会や地域に集中しないようにしましょう。

②避難所ごとの条件確認

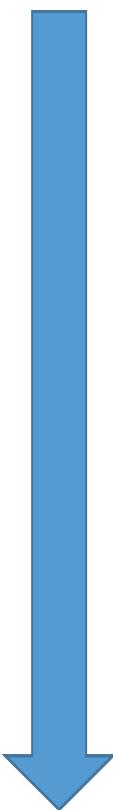


- 委員が決まったら、委員会を開催し、最初に避難所を使用する地区的範囲や世帯、人数等の情報を整理します。
- 避難所の開設、運営に使用する備品や、市の備蓄品等の種類、数量等を整理します。また、実際の保管場所や保管状況、開錠方法等を確認しておきましょう。

③避難所運営マニュアルの作成



- 次ページ避難所運営事前準備シートに沿って検討を進めましょう。
- 避難所運営マニュアル（基本モデル）をもとに、必要に応じて事前準備シートで協議した事項を追加するなど、その地区、その避難所に合った運営マニュアルを作成しましょう。



避難所運営事前準備シートの一覧

- 表-1・・・事前準備の体制
- 表-2・・・事前に確認しておくべき基本情報
- 表-3・・・資機材・備蓄品
- 表-4・・・借用が可能な備品等
- 表-5・・・居住スペース
- 表-6・・・福祉避難スペース
- 表-7・・・目的別スペース（屋内）
- 表-8・・・目的別スペース（屋外）
- 表-9・・・人材情報
- 表-10・・・地区の初動対応
- 表-11・・・共同生活のルール
- 表-12・・・避難所運営委員会
- 表-13・・・その他協議事項
- 別図・・・避難所の配置計画

④避難所運営訓練の実施、マニュアルの見直し

- 事前準備シートをもとに初動期等の対応を検討したら、避難所の開設等の初動期の訓練を実施します。
- 訓練では、受付の設置や居住スペースの確保など、マニュアルに沿って手順や場所を検証し、課題を抽出します。
- 訓練をし、ふり返りを行うことで課題があった点等は再び協議し、運営マニュアルの見直しを行います。

表－1 事前準備の体制

- 避難所運営事前準備委員会の体制を決めていきます。
- 避難所には多様なニーズが発生します。災害が起った際の避難所運営委員会をイメージし、地区で活躍する様々な立場の方々の意見を聞くようにしましょう。

■ 避難所運営事前準備委員会の構成

代表者 (※) 必要に応じて副委員長を複数にすることや、書記を設けることも考えられます。	【委員長】(氏名) (電話) 【副委員長】(氏名) (電話)
地域の関係団体等 (※) 必要に応じて自治会数や委員を修正してください。	() 自治会 会長 (氏名) (電話) () 自治会 会長 (氏名) (電話) () 自治会 会長 (氏名) (電話) () 自治会 会長 (氏名) (電話) () 地区市民センター 所長 (氏名) (電話) () 学校 校長 (氏名) (電話) () (氏名) (電話) () (氏名) (電話) () (氏名) (電話)

表－2 事前に確認しておくべき基本情報

避難所運営事前準備委員会開催にあたって、必要な基本情報を整理します。

■ 指定避難所名 ()

施設概要	(所在) 松阪市 町 番地 (電話)			
	階数		災害リスク	洪水・内水氾濫・土砂災害 地震・津波・その他 ()
施設管理者	(氏名) (電話)			
代替避難所 (使用不能時)	(所在) 松阪市 町 番地 (電話)			
施設管理者	(氏名) (電話)			
避難スペースの面積				
収容人数	※3.5 m ² /人で計算			
避難地区				
避難地区人口				
連携が必要な 地区避難所	(名称：) (電話)			
	(名称：) (電話)			
	(名称：) (電話)			
市への連絡方法				
鍵の保有者				
地震自動開錠 BOX の有無	有 · 無 (有の場合は場所：)			
開錠方法	(夜間等)			
安全確認方法	(夜間等)			
備考欄				

※指定避難所・・・市が指定する避難所（地域拠点）で、一定期間、避難生活を送る場所です。

※地区避難所・・・指定避難所を補完するために地域が独自で開設する場所です。

表－3 資機材・備蓄品

【市の備蓄品】保管場所 () 年 月時点

分類	品目	数量	注意事項
食料等	フリーズドライご飯	食	
	飲料水 (2 ラッ)	本	
	浄水機	台	
救急用品	毛布	枚	
	救急セット	セット	
電源 照明	発電機	台	
	燃料 (カセットボンベ)	本	
	投光器	台	
	懐中電灯	本	
	コードリール	台	
衛生用品	簡易トイレ	台	
	下水道直結式トイレ	台	
	携帯トイレ	袋	
	トイレットペーパー	巻	
	生理用品	個	
	ろ水機	台	
	消毒液	本	
通信機器	ラジオ	台	
	IP 無線機	台	
	特設公衆電話機	台	
福祉用具	プライベートルーム	個	
	間仕切り	個	
	簡易ベッド	台	
	紙おむつ	枚	
	介護用紙おむつ	枚	
	下水道直結式トイレ (車椅子対応)	台	
	哺乳瓶	本	
	液体ミルク	本	
	粉ミルク	缶	
その他	石油ストーブ	台	
	避難所運営七つ道具	式	
	感染症予防七つ道具	式	

【地区の備蓄品】保管場所 () 年 月時点

分類	品目	数量	注意事項

表－4 借用が可能な備品等

- あらかじめ施設管理者と協議し、施設で使用可能な備品等を整理しておきましょう。
- 備品等の保管場所や開錠方法についても確認しておきましょう。
- 下表の他にも必要と考えられる備品を事前に整理しておきましょう。

年 月時点				
分類	品目	数量	保管場所	注意事項
衛生用品	救急セット			
	三角巾			
	マスク			
	消毒液			
	タオル			
	石鹼			
	清掃用具（ほうき等）			
	ゴム手袋			
	トイレットペーパー			
	ティッシュペーパー			
機器類	懐中電灯			
	拡声器			
	発電機			
	ラジオ			
冷暖房器具	ストーブ			
	扇風機			
	ヒーター			
救命・消火	AED			
	バケツ			
	消火器			
炊き出し	調理器具			
	食器類			
	炊き出し釜			
	ポリタンク			
組織・運営	腕章			
	標章			
	筆記用具・紙類			
	テント			
	机			
	椅子			
	ホワイトボード			
その他	リヤカー			
	一輪車			
	自転車			
	ブルーシート			
	カラーコーン			

表－5 居住スペース

- 施設管理者や市と相談し、施設から平面図、敷地図等を提供してもらいます。
- あらかじめ、施設管理者と、使える場所と立入を制限する場所について協議しておきましょう。
- 居住スペースは避難者1人あたり3.5m²を目安とします。
- 居住スペースのほか、通路や備え付けの備品等の面積を考慮します。
- 平時の利用用途によっては災害時に使える場所が変更になる可能性があるため、定期的に確認をしましょう。
- また、開設する順位についても施設管理者と協議しておきましょう。

指定する順位・場所	階数	面積 m ²	受入人数 名	車椅子 可否	注意事項等 (浸水可能性等)
①	階	m ²	名	可・否	
②	階	m ²	名	可・否	
③	階	m ²	名	可・否	
④	階	m ²	名	可・否	
⑤	階	m ²	名	可・否	
⑥	階	m ²	名	可・否	
⑦	階	m ²	名	可・否	

立入禁止場所	階数	立入禁止の理由
①	階	
②	階	
③	階	
④	階	

表－6 福祉避難スペース

- 福祉避難スペースとは、身体等の状況が施設入所するには至らない程度の方で、避難所生活に特別な配慮が必要な高齢者や障がい者、乳幼児、児童、妊産婦等（要配慮者）のための個室を言います。
- 居住スペースは避難者1人あたり4m²を目安とします。
- また、開設する順位についても施設管理者と協議しておきましょう。

【参考】要配慮者の状態と収容施設のイメージ

受入の場所	軽度	中度	重度	対象者
福祉避難スペース (体育館内) *	●			比較的状態が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方。
福祉避難スペース (教室等)	●			比較的状態が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方。
福祉避難所		●		要介護・障がいの程度が高く、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方。
緊急入所		●	●	身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方。
医療施設			●	医療的な処置や治療が必要な方。

*体育館内でも優先的に環境の良いスペース（トイレに近い、壁沿いなど）

指定する順位・場所	階数	面積	受入人数	車椅子可否	注意事項等(浸水可能性等)
①	階	m ²	名	可・否	
②	階	m ²	名	可・否	
③	階	m ²	名	可・否	
④	階	m ²	名	可・否	
⑤	階	m ²	名	可・否	
⑥	階	m ²	名	可・否	
⑦	階	m ²	名	可・否	

表－7 目的別スペース（屋内）

- 避難所生活では必ず必要となるスペースについて、あらかじめ施設管理者等と協議し、場所を指定しておきましょう。
- また、その場所を使用するにあたっての留意事項があれば、併せて記入しておきましょう。

利用の目的	指定する場所	注意事項
避難所運営本部会議室		
救援物資等の集積場所		
医療救護所（中学校）		
救護室		
体調不良者等の一時休息 スペース（発熱、下痢等）		
多目的トイレ		
キッズスペース		
マタニティースペース		
災害用特設公衆電話 設置ブース		
更衣室（男性用）		
更衣室（女性用）		
相談室		
娯楽室、談話室		
ペットスペース		

表－8 目的別スペース（屋外）

- 避難所生活では必ず必要となるスペースについて、あらかじめ施設管理者等と協議し、場所を指定しておきましょう。
- また、その場所を使用するにあたっての留意事項があれば、併せて記入しておきましょう。

利用の目的	指定する場所	注意事項
ごみ置き場（生活ごみ）		
ごみ置き場（し尿）		
汲み取り式仮設トイレ		
下水道直結式トイレ		
ペットスペース		
車中泊・テント泊スペース		
炊き出しスペース		
仮設風呂・シャワー		
洗濯場		
物資荷下場所		
給水支援場所		
災害ボランティア車両		

表－9 人材情報

- 避難所では下記区分にあるような専門的な技能を有する人材が必要とされます。あらかじめ、地域で特殊な資格や特技を持った方を把握しておきましょう。
- 氏名や住所、電話番号の取扱には注意いただき、平時から周知する場合には本人の同意を得るなどの配慮が必要です。

区分	経験・資格・技能等	氏名	住所	電話番号

区分欄のカテゴリー

- A：人命救助・・・医師、救命救急士、元消防士、元自衛隊 など
- B：設営造営・・・建築士、大工、重機免許、大型車両免許、特殊車両免許 など
- C：避難所運営・・・栄養士、調理師、アマチュア無線、パソコン、手話、通訳、点訳 など
- D：医療救護・・・医師、保健師、助産師、看護師、介護福祉士、整体師、柔道整復師 など
- E：防火防犯・・・元消防士、元警察官、警備経験者 など
- F：その他 ・・・獣医師、行政書士、土地家屋調査士、弁護士 など

表－10 地区の初動対応

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 発災直後は混乱していて、なかなか避難所運営委員会の立ち上げが困難なことが予想されます。 |
| <input type="checkbox"/> 発災後概ね 24 時間以内は居住スペースの割り振りや避難者の把握など、必要な活動を行い、できるだけ早期に避難所運営委員会の立ち上げができる体制を整えます。 |
| <input type="checkbox"/> あらかじめ、それぞれの機関が初動期に行うことを確認し、共有しておきましょう。 |

【待機場所】

施設開錠までの避難者待機場所	
①	
②	

【役割分担】

初動期に行うこと	実施主体	実施主体の補佐
建物周辺の確認		
建物の確認		
居住スペースの通路確保		
居住スペースの区割り		
立入禁止場所等への張り紙		
トイレの確保		
備蓄資機材・物資の確認		
福祉避難スペースの確保		
ペットスペースの確保		
体調不良者等の専用スペース、個室の確保		
連絡体制の確保		
避難者の受付・誘導		

表-11 共同生活のルール

- 避難所生活は長期にわたる可能性もあり、また、集団生活であるため、トラブルや混乱等を防止するためにあらかじめルールを検討しておくことが必要です。

事項	内容
個々の専用スペースの割当 (仕切り)	
食料・飲料水等の配布方法 (時間・場所等)	
トイレの使用	
ごみの分別・排出方法	
起床・消灯時間	
ペットの世話	
夜間の場合の照明設置場所	
避難所外避難者への支援 (情報提供、配給)	
情報提供 (掲示板設置場所等)	
避難所運営 (ミーティング時間、役員の交代、引継ぎのルール等)	

表-12 避難所運営委員会

- 発災後 24 時間以内に迅速に避難所運営委員会が設置できるよう、あらかじめ役員体制や各班長、班員等の役割分担を協議しておきましょう。
- 役員等は男性、女性偏ることなく選出するようにしましょう。

運 営 委 員 会	委 員 長			
	副 委 員 長			
	市 担 当 職 員			
	施 設 管 理 者			
運 営 班		班長	副班長	班員
	総務班			
	情報班			
	被災者管理班			
	施設管理班			
	食料物資班			
	衛生班			
	外部支援受入班			
	要配慮者支援班			

表-13 その他協議事項

<input type="checkbox"/> 地区の避難所運営マニュアルを作成するにあたって、今後の課題やさらに検討を要することがあれば記入しておきましょう。

事項	内容

別図 避難所の配置計画

- 避難所の平面図を市や施設管理者から入手し、避難所の配置についてあらかじめ検討しておきましょう。
- 訓練等を実施し、見直しが生じた場合には、その都度、修正しておきましょう。